

# 太田市学校部活動方針

平成30年6月施行  
令和元年10月改正  
令和2年4月改正  
令和6年1月改正  
【太田市教育委員会】

太田市教育委員会（以下「市教委」とする）は、適正な学校部活動（以下「部活動」とする）の運営に向けて、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、県教育委員会（以下「県教委」とする）の「適正な学校部活動の運営に関する方針」を踏まえて、「太田市学校部活動方針」（以下「市の方針」とする）を改正した。

校長は、市の方針に則り「学校部活動の方針」（以下「学校の方針」とする）をまとめ、各部の休養日及び活動時間等を公表するとともに、方針に沿った運用の徹底に取り組むものとする。

なお、休養日の設定や活動時間については、生徒の心身の健康を重視して設定することが重要である。また、けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ態度を養うものとする。さらに、働き方改革による教職員の多忙化解消を図るものとする。

## 1 適切な運営のための体制整備について

### (1) 部活動方針の策定等

#### ○市教委

- ・「市の方針」を策定

#### ○学校

- ・「市の方針」を受け、「学校の方針」を策定
- ・年度当初の職員会議等で「学校の方針」を確認
- ・ホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者に説明
- ・地区別懇談会や学校公開、地域の回覧板等を利用し、地域発信

#### ○部活動の顧問

- ・毎月、活動計画【様式1】及び活動実績報告【様式2】を作成し、校長に提出
- ・保護者会にて活動方針等を説明（保護者会がない場合は、活動計画と共に通知）
- ・練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得る

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

#### ○市教委

- ・部活動指導員や部活動指導協力者を学校に配置  
以下の内容を理解した者とする。
  - ① 学校における部活動の位置付け
  - ② 教育的意義
  - ③ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
  - ④ 安全の確保や事故発生後の対応

- ⑤ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ⑥ 服務（校長の監督を受けること、生徒や保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）の遵守

○学校

- ・生徒数や安全面を考慮した適正な数の部を設置
- ・安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻の設定
- ・毎月の活動計画【様式1】及び活動実績報告【様式2】の確認、点検、指導、是正
- ・教職員、部活動指導員、部活動指導協力者の指導日数や時間を点検、指導、是正

(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

○市教委

- ・複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進
  - ① 少子化に伴い単一の学校で特定の部活動を設けることができない場合
  - ② 部活動指導員や外部指導者が配置できず指導を望む教職員もいない場合
  - ③ 大会参加は、群馬県中学校体育連盟大会合同チーム参加規定による

○学校

- ・過度な負担とならないよう、活動内容や時間に工夫や配慮をする

(4) 部活動の地域連携

○市教委及び学校

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等
- ・地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・地域のスポーツ・文化芸術活動の内容等の周知

(5) 部活動検討委員会の設置

○学校

- ・部活動の取組や活動を評価し、改善するための部活動検討委員会を設置
- ・構成は、教職員、保護者、地域有識者（スポーツ関係、文化関係、医療関係等）とし、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、教職員、生徒、保護者等の意見を踏まえ協議
- ・学校運営協議会やPTA 役員会等を活用

**2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について**

(1) 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）
- 体罰・ハラスメントの根絶
- トレーニング効果を得るために適切な休養日の設定
- 分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニング指導

- 休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導
- 技能や記録の向上等目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る
- 発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を踏まえた指導

## (2) 部活動用指導手引きの活用

- 県教育委員会や、中央競技団体又は各分野の関係団体等が作成した普及や水準向上の役割を持つ手引きの活用
- 部活動における合理的かつ効率的・効果的な指導を行う

## (3) 体罰等の未然防止

- 指導としての暴力や暴言の禁止
- 懲戒としての体罰の禁止
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為の禁止
- 保護者等も同様の認識を持たせるため、学校から積極的に説明

## 3 適切な休養日の設定等について

### (1) 適切な休養日等の設定

- スポーツ障害やバーンアウトの予防
- 生徒のバランスの取れた生活と成長の確保
- 教職員の負担軽減や長時間労働の解消

#### ①学期中の休養日の設定

- 週当たり2日以上の休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)

※土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の**①②**の場合とする。ただし、2週間を目安に代替休養日を確保すること。練習や練習試合での両日の活動は行わない。

- ①土・日曜日の両日が大会である。
- ②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

#### ②長期休業中の休養日の設定

- 長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

#### ③活動時間の設定

- 合理的かつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内、学校の休養日(学期中の土・日曜日を含む)では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。

- 土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

#### (2) 休養日及び活動時間等の設定の工夫

- 地域や学校の実態を踏まえ、休養日を設けることや、活動頻度・時間の目安を定めるなど、工夫しながら取り組むこと。

#### (3) 朝練習の実施

- 朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で実施する。
  - ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。
  - ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や保護者との連携を密にして実施する。
  - ・実施する場合には、希望者のみとする。
  - ・朝練習を行う趣旨や効果等について、顧問と生徒、保護者等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。
- 指導する顧問の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。

### 4 安全管理と事故防止について

#### (1) 事故防止の留意点

- 県教委「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用した計画的な活動（発達段階、体力、習得状況の把握した無理のない練習）
- 生徒の体調等の確認
- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認
- 事故が起こった場合の対応（対処の仕方、医療関係者等への連絡体制の整備）
- 複数の部活動が同じグラウンドで部活動を行う際の安全対策（安全な活動場所の確保、グラウンド使用のルールの特明確化）
- 事故発生時及び未然防止のための対応（職員研修の実施、危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討）
- 生徒の安全意識の向上（保健体育等の授業で習得した内容の活用や発展）

#### (2) 熱中症事故の防止

- 屋外の活動を行う際の適切な対応（「熱中症予防運動指数」「暑さ指数（WBGT）」「高温注意情報（気象庁発表）」等の情報を参考にする）
- 大会やコンクール日程の柔軟な対応（高温や多湿時の日程延期や見直しの検討）

#### (3) 事故への対応

- 事故発生時に被害を最小限にとどめるための対応（適切な応急手当、医療機関への搬送、二次災害の防止）
- 緊急体制が有効に機能するための体制作り（役割分担や手順の特明確化、AED設置場所の特周知徹底）

## 5 参加する大会等の精選と移動手段について

### (1) 大会の精選

#### ○学校

- ・生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

### (2) 移動手段

#### ○市教委

- ・県総合体育大会・県新人大会の選手輸送に関して、保護者の車での移動に対し、交通事故傷害保険をかけるものとする。

#### ○部活動の顧問

- ・協力する保護者の任意保険加入状況を確認すると共に、配車計画を作成する。  
原則は、公共交通機関を利用するものとする。

## 6 小学校段階におけるスポーツ・文化芸術活動について

- 小学校段階におけるスポーツ・文化芸術活動は地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、以下を考慮する。

### (1) 適正な活動の計画、実施

#### ○児童の発達段階の観点を考慮

#### ○教職員の勤務負担軽減の観点を考慮

#### ○保護者及び地域の理解を得ながら休養日や活動時間を設定

### (2) 児童の安全管理と事故防止

- 本方針「4 安全管理と事故防止について」に準じて、適切な対応を行う

## 7 終わりに（今後の課題）

### ○生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

### ○学校と地域との連携・協働による、部活動の在り方改革

### ○生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備

### ○適正な部活動の運営及び中学校における休日の部活動の段階的な地域移行の推進

令和6年1月改正の変更点（下線部で記入した部分）

- ・「部活動」を「学校部活動」へ
- ・「学校部活動」として文化部活動も含まれた
- ・「6 文化部活動について」を削除
- ・「7 終わりに（今後の課題）」を加筆